

三宅島 2000 年噴火災害と三宅島ふるさと再生ネットワークの活動

2013 年 3 月 6 日 [春新の集い] にて

三宅島ふるさと再生ネットワーク 会長 佐藤就之

1, 噴火災害の経過

ふるさとネットは、昨年（12 年）から三宅島噴火 13 年の課題の検証と帰島後のふるさとネットの活動の総括を重点におき新たな活動を目指している。その立場から報告を行う。

2000 年（平成 12 年）

—その I—全島避難前の現状

- 6 月 26 日 緊急火山情報、27 日西方沖で海底噴火確認
- 7 月 8 日 雄山山頂噴火（噴煙 800m）、
- 8 月 18 日 最大規模の噴火（噴煙約 14,000m）気象庁は、二酸化硫黄（火山ガス）を観測
- 8 月 29 日 低温火砕流発生、山頂カルデラ内に直径 1.6 km 深さ約 450m 陥没孔
- 8 月 31 日 火山噴火予知連「火砕流、火山ガス警戒必要」
- 9 月 1 日 避難指示。2～4 日 全島避難（4 年 5 カ月）。

但し、島民の 70% は避難指示前に自主避難。全島民数 3,829 人, 1,966 世帯

*7 月以降、降灰除去で三宅島社会福祉協議会と連携して東京ボランティア・市民活動センター 136 名が三宅入りし高齢者宅の除去作業を行う。

（この間の課題）

1, 火山ガスによる災害長期化は、世代的経験の範囲を超えていたため島民の大多数は長期化を想定できなかった。（下記参考）

但し、注意深く情報を読み解く能力を高めれば、雄山の割れ目噴火と溶岩流でなく経験則を超えた異常な「雄山山頂の大量の火山ガス放出を伴う噴火」であった。そのため事前に長期化を含め想定できなかったか？ しかし不可能であったか否かは最大の課題として残っている！

昭和期の三宅島噴火は、

- ① 1940 年（昭和 15 年）約 25 時間
- ② 1962 年（昭和 37 年）約 30 時間
- ③ 1983 年（昭和 58 年）約 15 時間

④ 2000 年（平成 12 年）継続中。従来の割れ目噴火でなく火山ガス放出となった。

昭和になって約 20 年毎に噴火があった。1763 年（宝暦 13 年）には、約 6 年間山頂・阿古村薄木噴火の記録はあるが大多数の島民は、昭和期の経験にとらわれて長くて 2 週間程度で

帰島できると想定し乗船には、手荷物の制限もあり軽装で避難した。

2、火山・地震等の専門家・機関も想定できず見解が割れた。

都・村の行政も専門家の判断により対策本部を設置したり解散したり振り回された。

一方で主にネット上で火山噴火の経験を持つ地方大学と専門家の一部に、2,500~3,000年前の山頂噴火、カルデラに類似すると危機感を強調する指摘もあった。そして避難時期についてマスコミも含めて村と都の対応に批判がなされている。ここでは、専門機関と行政が「結果責任」のありようについてボールの投げ合い、綱引きがあり今後も問われる結果となった。これは引き続き東日本大震災と原発事故にも残された課題として、混乱が続く検討がなされている。

3、三宅島は、今回の噴火災害では、死者等の被害はなかったことは、幸運であった。

しかし、全島避難指示の時期、避難解除指示など帰島時期の設定は、問題を残した。

全島45%に及ぶ規制と制限（高濃度地区、山頂周辺等）は、島民の生活資材、資産・財産の壊滅的な損失を与えた。

特に高濃度地区島民に於いては若干の義援金の支給のみで保障、生活、住宅再建支援地域再生施策も決まらず、回復不可能な損壊を受けた。その責任については、行政と安全専門家委員会による結果責任と被災者の立場は乖離があり、問題を残したままである。

当然ながらこのことと、生死の身を顧みず噴火直後から島の復旧作業にあたった主に都・村の行政現場担当者と職員及び民間作業員とは別の話である。全島民は、この方々には敬意と深く感謝をしている。今の生活の第一歩を踏み出すことが出来たことを片時も忘れていないことを強調しておきたい。

ここでの指摘は、それぞれのトップによる責任と課題である。

—その2—全島避難から帰島まで

- 1、2000年9月1日の全島避難指示、翌日の2~4日間で乗船実施。全島避難島民の分散避難となりコミュニティは壊れた。(2002年7月調べ。避難先は、1都17県に公営住宅約75%,2,558人、社宅215人、施設等86人、縁故652人、計3,511人)、特に避難所では、各地の被災地でプライバシーが保てないなどの課題があったが、幸い増改築、廃家屋のため空き室であった都営・公営住宅を充てるなどこの面では、良かったものの抽選やそれぞれの希望による選定もあり島民は分散避難をしてしまった。
- 2、全島避難前に集団避難した小・中・高生は、親元を離れ大きなストレスを与えてしまった。
- 3、(行政の動向)・2000年(平成12年)9月5日 ホテルシップで災害対応(復旧)開始、船舶による現地災害対策本部移設(約400人防災要員)、10月7日 神津島に移設。大型台

風もあり渡航、泥流には、生死を分ける危機にも何度も遭遇をしながらの復旧作業であった。

- ・2001年(平成13年)5月4日三宅支庁で夜間滞在開始。5月クリーンハウス設置。同9月21日三宅島に現地災害対策本部を移設。
- ・2002年(平成14年)国・都が避難施設整備などを指定。
- ・2003年(平成15年)1月6日 東海汽船定期船が東京~三宅島航路開始。同10月16日三宅島帰島プログラム準備検討会設置。12月三宅島島内旅館・民宿を防災関係者の宿泊施設として活用、500~600人が復旧工事に従事。帰島検討会が中間報告発表。
- ・2004年(平成16年)3月3日帰島検討会が最終報告。7月1日三宅村安全確保対策専門家会議開催。7月20日帰島に関する基本方針発表。

(避難島民・ボランティアの動き)

・2002年4月21日 三宅島島民連絡会(会長 佐藤就之)を結成してコミュニティの再構築。
連絡会の目的と活動

- ① 島民間の交流(地域・公営住宅団地に42組織の結成、避難島民をまとめ、世話をした。)
 - ② 島民の意見等の集約と関係機関への要望・協議
 - ③ 島民への情報の提供
 - ④ 被災地経験、及び学識経験者等との交流
 - ⑤ その他上記の目的を達成するために必要な活動を行政、議会とも協力・連携をはかる。
- ・活動として島民電話帳配布、れんらく会ニュース発行、三宅島民ふれあい集会、フォーラム開催、アンケート実施、国・都・村に要望書提出、被災者生活再建支援法の改正全国請願書16万筆を国会に提出(住宅関連整備費200万円新設、計300万円に改正できた)
 - ・他の情報提供 「みやけの風」、「アカコッコ」。ネット「島魂」、村議のブログなど。
 - ・村による村民説明会の開催。
 - ・村政にも変化。噴火に遭遇した長谷川新村長(年 月 日~年 月 日)は、避難中に病気等に見舞われた。平野村長(年 月 日~ 年 月 日)が帰島前に就任した。

(この間の課題)

- 1 被災者の、避難のあり方 コミュニティの維持は、共助を可能とし、復旧・再生復興に被災者の声を反映させる。三宅島の災害は、分散避難のため共助・行政への要望の反映を困難とした。佐藤会長は、島民連絡会として途中から、帰島前の都と村の「復興計画会議」に参加できた。
- 2,被害実態、被災者の発信力は、ボランティアを呼び込み協働を可能とする。更にマスコミ等で報道されると社会化して被災者にとって必要な支援、公的制度支援が検討される。

—その3—帰島後の「ふるさとネット」の活動

- ・2005年(平成17年)2月1日 避難指示解除・高濃度地区公示
阿古・坪田の一部高濃度地区指定、山腹など島内45%が住居・立ち入り禁止地区。
3月31日 東京都災害対策本部廃止、東京都現地災害対策本部廃止
- ・2009年(平成21年)4月1日 阿古高濃度地区解除
- ・2010年(平成22年) 坪田高濃度地区一部解除(御子敷地区)
- ・2011年(平成23年)2月1日 坪田高濃度地区の特例処置による継続滞在実施。薄木・栗辺地区の準居住規制解除。
- ・2012年(平24年) 村長・村議選挙 桜田新村長誕生。新人が村議上位当選。

「ふるさとネット」の活動経過

- ・結成 2005年(平成17年)4月1日 呼びかけと規約を作る。10月20日在京三宅島会発足

目的

- ① 帰りたくても帰れない在京島民支援(避難解除・帰島前の島民連絡会と民間調査会社の島民アンケート調査でも30～40%の島民が帰島についてためらいと、帰島できないとの回答結果が出た。

理由は、火山ガスの健康不安・特に子供と喘息・心臓病等の持病者。学校・教育問題。雇用と生活再建不安定。住宅再建資金難。高齢化による加療・健康問題等で帰島について不安を持ち未定、次に帰島できないとの結果が出ている者もいて「帰りたくても帰れない島民」の課題が残された。結果は、島民3800人のうち1000人が帰島できず、避難解除8年になった現在も人口は2700人弱の横ばいである。)

村は、全島避難解除をもって行政は、2000年噴火災害対策は、終了したものとした。そのため未帰島在京者は、避難継続中の者、帰島をあきらめた者は現居住地の行政サービスを受けるように通告して、事実上「置き去り状態」にされた。

「ふるさとネット」は、この行政決定に批判的に対処し若干の支援物資支援、情報提供、訪問活動等の支援を継続した。

- ②三宅島の復旧・再生復興に努力

- ③被災実態と現状を全国発信する。

- ・2006年(平成18年)1月1日 三宅島新報発行(隔月12年5月1日号39号 編集・向上海等学校新聞部卒業生によるDTPA。印刷・大妻女子大学千川(教授)研究室、最近までホームページ立ち上げまでご協力頂いた)。在京者電話帳作成。5月訪問活動の整備。

- ・結成以降各種の活動の展開。

- ① 在京者・高濃度地区アンケート3回実施と2回の要望書を行政機関に提出

- ② 在京者訪問活動、在京者の三宅島の不在家屋の掃除・草取りなど支援
- ③ 各種イベント（女優・京町さん、舞踊家・鶴吉さん、保育士などのチャリティ）
- ④ 神楽坂青空市、三宅島市参加
- ⑤ 人工透析導入、高濃度地区解除等の推進活動
- ⑥ 島おこしのためにイベントの紹介
- ⑦ 活動の継続のために世話人会、三宅在島会議の開催。
- ⑧ その他

（この間の課題と災害・被災者支援）

1、12年間の長期噴火災害を経験して思うことは、以下の通りです。

- ① 昭和10年（1935年）生まれの私の経験から「20世紀は、大戦と冷戦、その後、世界的経済競争と危機の世紀」であった。
- ② しかし、21世紀は、局地的戦火とテロの頻発は有るものの「地球温暖化の深刻化・世界的規模で自然大震災と大災害が連続的に発生し一国に止まらず国際的に被害の連鎖」が起きている。その被害で苦しむ諸民族の姿が頻繁にテレビで報道されている。まさに21世紀大自然災害は21世紀の主要な課題である。

従ってどの国に於いても自然災害に対処するための『防災・減災の長期的国家戦略』を確立しなければならないと痛感し各所で訴えている。

- ③ わが国の法律的は、平成3年の雲仙普賢岳災害時に日弁連が災害対策特別委員会をつくり「長期化大規模災害対策法（仮称）」で短期、中期、長期の発想で被災者救済を考え、被災者の「生活維持」をどうするかも視野に入れていた。それが阪神淡路大震災、北海道南西沖地震の津波と連続した為に短期的地震、津波などに重点が移り、長期災害救済は、ストンと抜け落ち、長期災害の救済問題が欠落した経過をたどっている。（福岡博孝弁護士・長崎県、火山市民ネット、有珠山大会より）

今後は、現在の被災者生活再建支援法に長期災害被災者救済を加える法改正を目指す運動を被災地が連携して展開されなければならない。福島・東日本大震災を特例としないで、今後起きる長期災害のために法律の拡充が必要なのだ。

- ④ 長期且つ大災害に於いては、再生・復興の要は被災住宅再建に対する公的支援がなければ被災者の生活再建と村づくり・街づくりは不可能である。復興住宅づくりは阪神淡路の例のように、被災者を町の片隅に追いやり、街の中心は空洞化、大型建設業の投資目的となってしまう。

「衣・食・住」は、最低生活の基本。住宅を「住宅福祉」の視点で捉えて国に公的支援の拡大を求めたい。まずは元の居住地に世帯に応じた小型の住宅を提供し、その後は、自力拡大で増やす方式がのぞましい。街づくりの第一歩となろう。

- ⑤ 10数年前は、超党派の「災害議連」があり500万円の住宅支援金の支給を提言していたと思う。住宅再建は、何百、何千の多くの資材も必要とし、その供給で被災地、

各業界の経済活性化にもなると指摘されていたが、阪神淡路大震災前後の国政選挙で落選、又は世代交代となりその力は弱まってしまった。

- ⑥ 前にも述べたが、情報を読み解く能力を被災者が持たなくてはならないことを痛感する。福島原発の長期化と健康被害は未知数であり避難者の苦難が続いている。
- ⑦ 三宅島も 20 年周期の噴火が機能しているとすれば 10 年を待たずに噴火する。首都直下型地震とも連動すればもっと早まる。住民と専門家との連携・シンポ、フォーラム、勉強会が行政とも協力して組織されなくてはならない。
- ⑧ 三宅島の全島避難解除指示の遅れなど帰島時期の判断、高濃度地区の指定と解除問題等は、島民の財産特に家屋、電気製品、自動車、畑など多大な損害をもたらし現在も進行している。

- ⑨ [被災者]、[行政]、[専門家]、[マスコミ] は時に対立し疎遠になる場合もある。

特に、被災者と向き合う行政側が法律・条令・前例主義、縦割り行政にとらわれる。更に行政は責任逃れのために専門家頼りとなる場合もある。

一方、専門家は、権威的で被災地の実態と被災者の声に真摯に向き合うよりも各種国基準、統計主義にとらわれて弊害を生む場合もある。それが悪循環となり被災地と被災者の再起を不可能とする。三宅島の高濃度地区の惨状がその典型である。

そこで被災者の運動と被災地行政の発信力が問題となるが、マスコミ・メディアが重要となる。被災者に寄り添い、被災実態を解明し社会化することで被災者を激励し、行政と専門家を正すことが出来る。

三宅島の被災を風化させないで関心を寄せてくださるメディアの皆さんには、心より感謝を申し上げたい。

これらは、福島原発と並び三宅島も共通する課題である。

- ⑩ 従って、社会・政治との関係を深化させ、被災者と被災地・行政・専門家、マスコミの四者関係が正しく機能し協力しないと、被災・被害は拡大し再起不能となる。

更に首都・東南海大震災が想定される現在に於いては、被災者・被災地にとどまらず社会的、国家的機能不全となり「日本沈没」は小説だけのものではなく、現実さをおびてくるのである。

- ⑪ 私たちは、以上の危機感を持って日々の備えと研鑽が求められているのである。

以上